

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

改正案

現行

別表（第十七条関係）

別表（第十七条関係）

一・二	(略)	(略)	外国
三	(一) (略) (二) 輸出貿易管理令別表第一の三の項(二)又は(三)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	(略)	外国
三の二 ～ 一六	(略)	(略)	外国

一・二	(略)	(略)	外国
三	(一) (略) (二) 輸出貿易管理令別表第一の三の項(二)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	(略)	外国
三の二 ～ 一六	(略)	(略)	外国

改正案

現行

別表第一（第一条、第四条関係）

別表第一（第一条、第四条関係）

	一	二	三
貨物	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (四十七) (略) (四十八) トリチウムの製造、回収若しくは貯蔵に用いられる装置又はトリチウムの製造に用いられる装置の部分品 (四十九) ～ (五十二) (略)	(一) (略) (二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの 1 反応器
地域	(略)	(略)	(略)

	一	二	三
貨物	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (四十七) (略) (四十八) トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置 (四十九) ～ (五十二) (略)	(一) (略) (二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの 1 反応器
地域	(略)	(略)	(略)

	三の二	四	五
<p>2 貯蔵容器</p> <p>3 11 (略)</p> <p>(三) (二) 1又は2に掲げる貨物の修理に用いられる組立品又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p>	<p>(一) (略)</p> <p>(二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>1 5 8 (略)</p> <p>9 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置</p>	(略)	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) (十五) (略)</p> <p>(十六) ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド、芳香族ポリエーテルイミド、ポリアリーレンケトン、ポリアリーレンス</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

	三の二	四	五
<p>2 貯蔵容器</p> <p>3 11 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(一) (略)</p> <p>(二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>1 5 8 (略)</p> <p>(新設)</p>	(略)	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) (十五) (略)</p> <p>(十六) ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド、芳香族ポリエーテルイミド、熱可塑性の共重合体、ポリアリーレンケト</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

<p>ルフィド又はポリビフェニレンエーテルスルホン (十七)～(十九) (略)</p>	<p>六 次に掲げる貨物(二の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(六) (略) (七) ロボットであつて、次に掲げるもの又はその部分品若しくは制御装置 (削る) 1 3 (略) (八)・(九) (略)</p>	<p>七 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(八の三) (略) (八の四) 電気光学効果を利用する光変調器 (九)～(十七) (略) (十七の二) マスクの製造に用いられる基材 (十八)～(二十二) (略) (二十二) 炭化けい素、窒化ガリウム</p>
(略)	(略)	(略)

<p>ン、ポリアリーレンスルフィド又はポリビフェニレンエーテルスルホン (十七)～(十九) (略)</p>	<p>六 次に掲げる貨物(二の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(六) (略) (七) ロボットであつて、次に掲げるもの又はその部分品若しくは制御装置 1 実時間で三次元の画像処理又は画像解析をすることができるもの 2 4 (略) (八)・(九) (略)</p>	<p>七 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(八の三) (略) (新設) (九)～(十七) (略) (新設) (十八)～(二十二) (略) (二十二) 炭化けい素、窒化ガリウム</p>
(略)	(略)	(略)

別表第二(第二条、第四条、第十二条関係)

一〇	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)〜(三) (略) (四) 電子式のカメラ又はその部分品 (二の項の中欄に掲げるものを除く。)	八・九	(略)	窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの基板(十八)に掲げるものを除く。又はインゴット、ブールその他のプリフォーム(二十三) 多結晶の基板(十八)及び(二十二)に掲げるものを除く。	(略)
一一〜一六	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二(第二条、第四条、第十二条関係)

一〇	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)〜(三) (略) (四) 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部分品(二の項の中欄に掲げるものを除く。)	八・九	(略)	窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの基板又はインゴット、ブールその他のプリフォーム (新設)	(略)
一一〜一六	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

四五	二〇 〆	一九	八 一 〆 二	
(略)	(略)	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号） 第二条第一項に規定する血液製剤であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの	(略)	貨物
(略)	(略)	(略)	(略)	地域

四五	二〇 〆	一九	八 一 〆 二	
(略)	(略)	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号） 第二条第一項に規定する血液製剤	(略)	貨物
(略)	(略)	(略)	(略)	地域